

# 振り込め詐欺救済法の概要等について

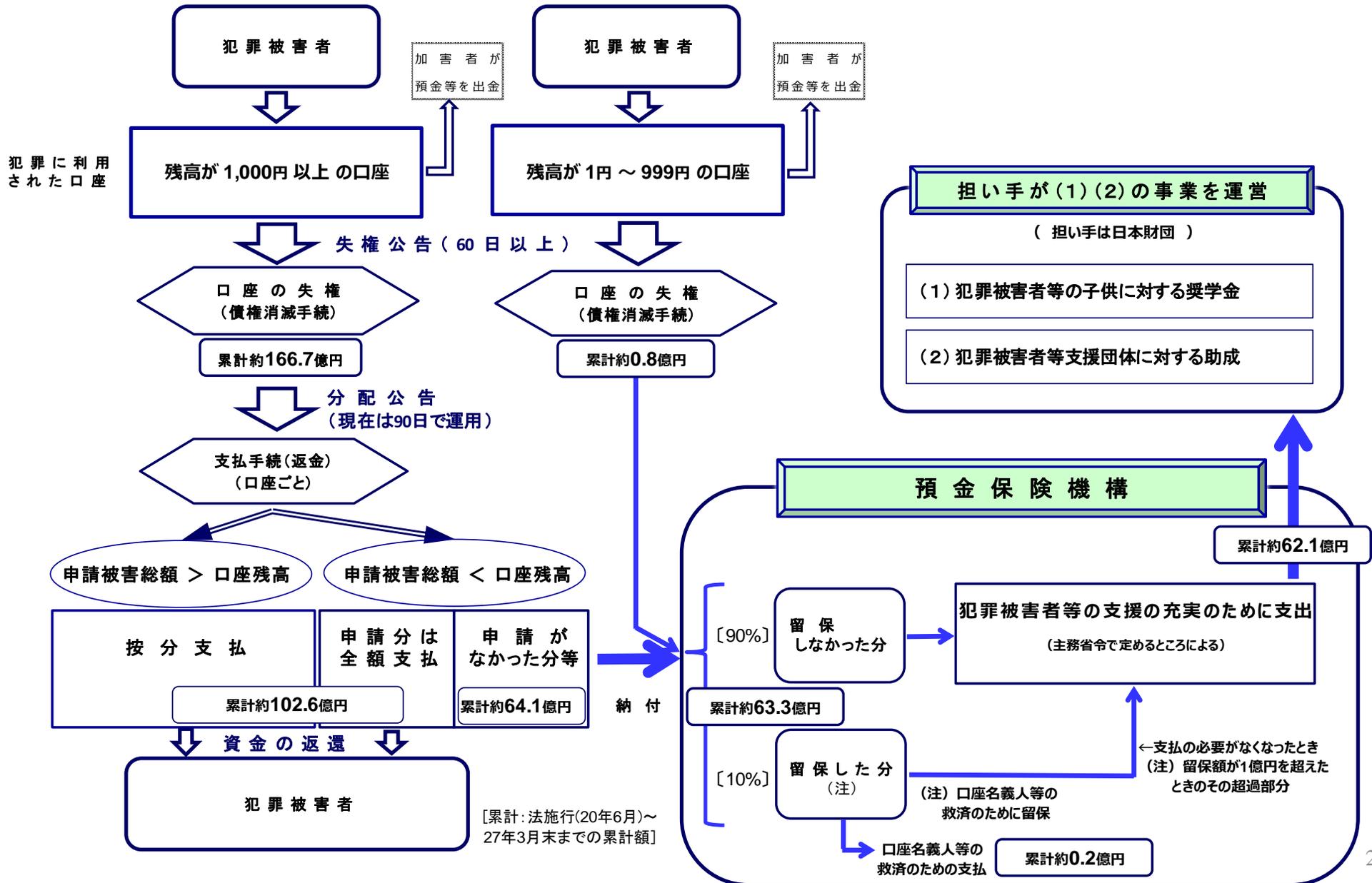
平成27年11月19日

金融庁総務企画局

# 1. これまでの経緯

	概要
平成19年12月21日	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺救済法)」の公布(平成20年6月21日施行)
平成22年9月9日	振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム(PT)の設置
平成23年8月26日	「預保納付金の具体的用途について」(PT最終取りまとめ)
平成24年4月27日	「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業に係る「担い手」の決定
平成25年4月1日	預保納付金事業(奨学金事業・団体助成事業)の開始
平成26年6月2日	奨学金事業(まごころ奨学金)の通年募集化

## 2. 振り込め詐欺救済法の制度概要



### 3. 預保納付金事業の概要

#### (1) 犯罪被害者等の子供に対する奨学金

- ✓ 無利子貸与、返済期間は30年以内。
- ✓ 貸与対象は高校生から大学院生。貸与額(月額)の上限は、大学院生:10万円、大学生:8万円、高校生(私立):5万円、 国立・公立:3万円。

#### (2) 犯罪被害者等支援団体に対する助成

- ✓ 犯罪被害者等を支援する団体が自立を目指すために、財政基盤を支える仕組みをつくる事業
- ✓ 犯罪被害者等支援の業務拡充のために資機材を整備する事業
- ✓ 犯罪被害者等に関する相談・面談等により、犯罪被害者等支援の充実を図るもので自立を目指す事業 等

## 4. 預保納付金残高等の推移

(単位:億円)

	預保納付金発生額 (A)	奨学金 貸与額(B)	団体助成額 (C)	預保納付金 期末残高(注1) A-(B+C)
20年度	0.1	—	—	0.1
21年度	28.3	—	—	28.4
22年度	15.6	—	—	44.1
23年度	4.3	—	—	48.3
24年度	5.2	—	—	53.5
25年度	4.1	0.3	2.1	55.2
26年度	5.7	0.5	3.5	57.1
27年度(注2)	2.4	0.5	3.5	—
合計	65.7	1.3	9.1	—

(注1) 預金保険機構における留保額(約1億円)と信託財産の運用益を含む日本財団における期末残高との合計。

(注2) 平成27年8月末現在。

(注3) 奨学金事業及び団体助成事業については、それぞれ別に財源を信託財産として管理している。奨学金事業については、平成25年度の事業開始時に40億円を信託財産としている。また、団体助成事業については、事業開始時に7.5億円を信託財産としたほか、毎年度の預保納付金の新規発生額を信託財産に繰り入れている。

## 5. 預保納付金事業の実績

### まごころ奨学金の実績

年 度		貸 与 件 数	貸 与 金 額
25年度		31件	2,828万円
26年度	新規分	27件	2,603万円
	継続分	26件	2,028万円
	合 計	53件	4,631万円
27年度	新規分	22件	2,444万円
	継続分	33件	2,712万円
	合 計	55件	5,156万円

### 団体助成事業の実績

年 度	助 成 件 数	助 成 金 額
25年度	59事業 42団体	2億 1,158万円
26年度	63事業 46団体	3億 4,581万円
27年度	84事業 52団体	3億 4,978万円

(注) 25年度、26年度は、公益財団法人日本財団の決算を反映したもの。  
27年度は、27年9月現在の申請分で、今後変動する可能性がある。

## 6. 自民党PT(犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT)で示された主な論点

### (1) 犯罪被害者等の子供に対する奨学金

- ✓ モラルハザードの回避や給付条件の設定などの観点に留意しつつ、「貸与型」の奨学金事業を、犯罪被害者等に対する支援の実効性がより高い「給付型」奨学金事業に変更すべき

### (2) 犯罪被害者等支援団体に対する助成

- ✓ 預保納付金を用いた助成金も、相談体制整備とその継続的運営に資する観点から、人件費への活用も含め、その用途拡充の可能性を真剣に検討すべき

## 7. 主な検討項目

---

- ✓ 預保納付金による奨学金事業のあり方
- ✓ 預保納付金による団体助成事業のあり方
- ✓ 金融機関における被害者への返金状況のフォローアップ

等

# 參考資料

# 関係法令

## ○「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(振り込め詐欺救済法)

(犯罪被害者等の支援の充実等)

- 第二十条 預金保険機構は、前条(中略)の規定により金銭の納付を受けたときは、当該納付を受けた金銭の額から当該金銭の額に第二十五条第四項の規定による支払に要する費用の額を考慮して主務省令で定める割合を乗じて得た額を控除した額の金銭を、主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとする。
- 2 預金保険機構は、前項の主務省令で定める割合を乗じて得た額の金銭について、その全部又は一部が第二十五条第四項の規定による支払のため必要がなくなったときは、前項の主務省令で定めるところにより、これを犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとする。

## ○ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令(内閣府・財務省令)

(法第二十条第一項に規定する割合)

第一条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(次条において「法」という。)第二十条第一項に規定する主務省令で定める割合は、百分の十とする。

(支援支出金の支出の対象)

- 第二条 法第二十条第一項の規定に基づき預金保険機構が犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている金銭(以下「支援支出金」という。)は、犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付け及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成(以下「支援業務」という。)に充てるため、次に掲げる要件を備える者(当該助成のみを行う場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる要件を備える者。以下「支援支出金管理団体」という。)を通じて、支出するものとする。
- 一 犯罪被害者等の支援に係る知識及び経験を有すること。
  - 二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。
  - 三 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
  - 四 支援支出金の管理及び運用に関して、十分な能力を有すると認められること。
  - 五 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)その他の法令の規定に基づき、犯罪被害者等の子どもに対する学資としての資金の貸付けを行うことができること。

# 「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言」〔抄〕① (平成27年7月30日、自由民主党政務調査会)

## 2. 犯罪被害者等に対する経済的支援

### (2) 預保納付金を用いた奨学金事業の見直し

上記1の④の問題意識にも表れているように、親が殺害された場合の遺児等、犯罪等によって多大な損害を被る子供に対する経済的な支援の必要性は高い。犯罪等を原因とする経済的困窮という負の連鎖が子供世代に引き継がれないようにするために、子供に対して手厚い支援を行うことは我々に課された使命である。特に、子供が学費の心配なく、学業に専念することができる環境を整えることは、子供の将来のために重要である。

現状、犯罪被害者等のための学費を支援する制度として、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律（通称「振り込め詐欺救済法」）」に基づく預保納付金を用いて行われている奨学金事業（「まごころ奨学金」）がある。これは自立へのインセンティブ（モラルハザードの回避）の付与等の観点から、「貸与型」を採用している。

しかし、この貸与型奨学金事業は、現時点では実績も低調であり、法律上、犯罪被害者の支援の充実のために支出するとされ、奨学金事業のためにプールされている約40億円もの多額の預保納付金が有効活用されているとは言えない状況にある。

そこで、モラルハザードの回避や給付条件の設定などの観点に留意しつつ、この「貸与型」の奨学金事業を、犯罪被害者等に対する支援の実効性がより高い「給付型」奨学金事業に変更すべきである。

給付型への変更により、犯罪被害者等である子供が返済の心配なく安心して奨学金を受けることができるようになり、継続的な経済的支援としても非常に有意義であるので、制度改正が早期に実現することを期待する。

(注) まごころ奨学金貸与者家庭の平均年収は約200万円であり、生活における学費の負担割合は一般家庭と比較して重くなっている。

# 「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言」〔抄〕②

(平成27年7月30日、自由民主党政務調査会)

## 3. 被害者支援団体に対する助成の拡充

犯罪被害者支援に関わる機関・団体は数多く存在する。しかし、犯罪被害者等に対する十分な理解が社会に不足していることや、財政的な制約もあり、我が国として体系的な犯罪被害者支援体制が敷かれているとは必ずしも言えない状況にある。犯罪被害者等の支援については、公助の観点から、国・自治体が主導的な役割を果たすことが求められる中、政府は、民間との連携のあり方を明確化していくことを含め、犯罪被害者等の支援体制について今後のあるべき全体像を提示することにより、より効果的で持続可能な体制の構築を目指すべきである。

その上で、被害者に寄り添い、長期間にわたり途切れのない支援を提供する民間の被害者支援団体の活動を見れば、被害者等に対するワンストップサービスを提供する活動として極めて重要な役割を果たしている。犯罪被害者等にとって望ましいのは、全国に24時間365日、いつでも相談できる窓口があることであり、民間被害者支援団体の力が十分に活かされるような相談体制の構築が望まれる。そして、相談体制を整備し、継続的に運営していくためには、相談員、支援員等の人材確保が必要不可欠である。

ところが、現状、民間の被害者支援団体の相談員や支援員は、ほぼボランティアと言っていいほどの待遇しか受けておらず、人材の確保難に陥っている。支援員の高齢化も進み、ボランティアの善意のみに頼ることには限界がある中、犯罪被害者等が必要とする24時間365日の相談体制を整備し、これを継続的に運営していくためには、人材確保のための人件費を安定的に確保できるような仕組みが必要である。

現在、被害者支援団体に対する財政的な支援として、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者支援団体への助成事業が行われている。しかし、この助成事業は、被害者支援団体が自立するための財政基盤を支える仕組みを作る事業、犯罪被害者等支援のために資機材を整備する事業、犯罪被害者等に関する相談、面談、役務の提供等により、犯罪被害者等支援の充実を図るもので自立を目指す事業等とされている。これらの事業は一定程度有効ではあるが、人件費を対象とはしてきていない。

そこで、預保納付金を用いた助成金も、相談体制整備とその継続的運営に資する観点から、人件費への活用も含め、その用途拡充の可能性を真剣に検討すべきである。また、現状では、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の大部分は、前記の貸与型奨学金事業のためにプールされ、被害者支援団体の助成に振り分けられているのは一部であることから、より弾力的かつ効果的な資金配分を可能とする方向で検討すべきである。

もっとも、ここでいう預保納付金は、将来的には減少していくことが望まれる資金であり、被害者支援団体への助成が永続的に可能なわけではない。したがって、被害者支援団体には、民間団体としての自立を目指すことを期待する。また、我々としても、民間被害者支援団体の意義について、広く社会に広めていくとともに、自立を促進するための支援に努めていかなければならない。

## II 重点課題に係る具体的施策

### 第1 損害回復・経済的支援等への取組

#### 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

##### (7) 預保納付金の活用方法の検討

金融庁及び財務省において、平成25年度から犯罪被害者等の子供への奨学金の貸与及び犯罪被害者等支援団体への助成に支出している預保納付金について、これまでの運用状況等を検証し、内閣府（犯被）等の関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等の支援の充実に向けた方策を検討する。【金融庁、財務省、内閣府（犯被）】（18）（再掲：第4－3（224））

### 第4 支援等のための体制整備への取組

#### 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

##### (2) 預保納付金の活用方法の検討

金融庁及び財務省において、平成25年度から犯罪被害者等の子供への奨学金の貸与及び犯罪被害者等支援団体への助成に支出している預保納付金について、これまでの運用状況等を検証し、内閣府（犯被）等の関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等の支援の充実に向けた方策を検討する。【金融庁、財務省、内閣府（犯被）】（224）（再掲：第1－2（18））